

(不動産賃貸業を営む個人用)

誓約書

奥州市中小企業者物価高騰対策支援金の支給を申請するに当たって、下記のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、万が一、支給決定が取り消された場合や、支給決定通知書の到着後及び本支援金の受給後に廃業した場合も返金に応じます。

チェック欄（確認の上、□に✓を記入してください）

↓

- 本支援金の支給の申請に当たっては、奥州市中小企業者物価高騰対策支援金実施要領を確認しており、当該要領に記載のある要件を満たし、必要な書類を全て添付していることを誓約します。
- 本支援金に類似の支援金等として、奥州市から以下の支援金等の支給を受けていません。
  - ・ 運輸事業者運行支援緊急対策事業支援金（第3弾）（R6.3.15で事業終了）
  - ・ 温泉施設電気料等高騰緊急支援金（R6.7.10まで申請受付中）
  - ・ 地域企業臨時支援給付金（自動車運転代行業者向け）（R6.7.10まで申請受付中）
  - ・ 福祉施設等に対する物価高騰支援交付事業（交付対象施設等に個別通知済）  
※申請者が福祉施設等のほかに本支援金の交付対象となる業種の事業（飲食サービス業や労働者派遣業など）を一定規模営んでいる場合は、交付対象となる場合があります。
  - ・ バス・タクシー事業者運行支援事業（交付対象事業者に個別通知予定）
- 申請内容の確認のため、報告や現地調査を求められた際には協力します。
- 申請に当たり添付した書類について、原本と相違ないことを証します。
- 無資格受給や不正受給が発覚した場合には、本支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等について公表等の措置が取られる場合があることに同意します。
- 提出した書類の情報等が、本支援金の事務のために第三者に提供される場合及び本支援金の支給等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合があることについて同意します。
- 主たる事業が「不動産賃貸業」であり、事業的規模（貸家であれば5棟以上、アパートであれば10室以上、住宅用土地であれば10件以上又は総面積2,000m<sup>2</sup>以上、駐車場であれば10台以上などを概ねの目安とする。）の要件を満たして営んでいることを誓約します。

令和6年 月 日

法人名又は屋号	
代表者職（法人の場合のみ）	
代表者氏名 ※自署	